

## 道路整備財源の確保等に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置を平成30年度以降も継続し、長期安定的に道路整備を進められるよう適切な措置を講じること。

2. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

3. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

(1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

(2) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化及び付加車線設置を推進すること。

(3) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

4. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

5. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

6. 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

7. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。
8. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞の解消に資する対策を講じること。
9. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。
10. 東日本大震災関係  
被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。